

売買契約泥章から観た初期王朝期

〜アッカード王朝期の土地所有形態

中原 与 茂 九 郎

【要約】 古代メソポタミアに於ける土地私有制はウル第三王朝時代に始まると主張したのは Anna Schneider 女史であつた（一九二〇）。その後 M. David 氏はウル第三王朝時代の私有制は家と園とに限られ、耕地の私有制はバビロン第一王朝時代に始まるとしてシュナイター説を修正した。この修正説には故 田 Ebeling 教授も同調された。

M. Lambert 氏は Deimel-Schneider 説——ラガッシュ王朝末期の神殿領は Gemeineigentum である——と反対にそれ等は君主、王妃、王子の所有地 Eigentum であるという新しい解釈を行つている。而して是等の諸学者はアッカード王朝期の土地問題には全然触れておられない。そこで筆者は本稿に於いて初期王朝期—都市国家時代からアッカード王国時代の土地売買契約泥章等の土地売買記録を分析検討し、すでに都市国家時代に売買という商行為による土地私有制が神殿領、王領の外に存在していたことを実証したい。

A・シュナイターはウル第三王朝時代になつて「賃労働者 Ii-hunga が従来のご共同所屬員 (Markangehörigen) の賦役農耕者 (Ackerbaufronde) に替ることとなり、この発展にともなつて古き農業制度が破壊され、土地の共同所有 Gemeineigentum にかわつて土地の私有 Privateigentum が発生した。かくてニグ・エンナ nigen-na の名称がそ

の意味を失ひ、また神殿がクル kur。すなわち割当地 Inungstand として神殿役職員に与えていたものが勤務に對する報酬となり、やがてバビロン第一王朝時代 (C. 1830—1530 B.C.) には役職そのものもクルの土地、家屋、収入権と共に増大する商業経済のもとに譲渡しうる性格のものとなつた。」^①として土地私有制はウル第三王朝時代 (C. 2055—

1955 B. C.)に始まつたと主張している。

これに対して M・ダヴッド氏はウル第三王朝時代の土地私有は家屋及び園に限られ、耕地 arable land は神殿または国王に所属したと主張している。^②

E・ヘーリング教授も「此の時期(ウル第三王朝)に於て土地は完全に国王(国家)及び神殿の所有するところであり、どこにも私有は認められず」としてダヴッド説に同意している。^③

M. Lambert 氏は都市国家時代に君主及びその王妃、王子は所有地をもつていたと主張している。彼は神殿文書のうちに出てくる「イサク (= シンシ) の土地」kur-isak-ka「イサクの財産」u-rum isak-ka「(王妃)ナルナムタルラの財産」u-rum Barnantarra「王妃の家の財産」u-rum é-ni などの表現を君主及びその妃の所有財産 Eigentum と解釈している。^④

A. Deimel, A. Schneider, M. David, M. Lambert, E. Ebeling の諸氏も都市国家時代(=初期王朝期)とウル第三王朝時代の中間のアッカド王朝時代の土地所有問題については触れておられない。また都市国家時代に行われた土

地売買の実証記録が現存しているがこれらについて言及していない。よつて筆者はこれらの土地売買の実証記録を取り上げてウル第三王朝以前の土地所有形態を検討して見た。⁵

① A. Schneider, Die Sumerische Tempelstadt, 1920. S. 49

② H. Frankfort, The Birth of Civilization in the Near East, 1951. p. 66. 脚註。

③ E. Ebeling und E. Weidner, Reallexikon der Assyriologie, Bd. III, 1957. S. 35. Feld ⑤項。

④ ibid. S. 34. 尚 Feld ⑥項と前サナンシニ期は M. Lambert, ハン第三王朝期は E. Ebeling が執筆している。

1

筆者の利用しうる土地売買に関する実証記録は次の諸書のうち到手写されている。都市国家時代のラガシエのウル・ナンシエ王朝時代よりやや古き時期のシホルマール Shuruppak 出土の泥章数個也

F. Thureau-Dangin, Recueil de Tablettes Chaldéennes, Paris 1903. — 略号 — RTG. Nos. 12, 13, 14, 15,

G. A. Barton, Sumerian Business and Administrative

Documents from the Earliest Times to the Dynasty of

Agade. (University of Pennsylvania, The University Mu-

seum Publications of the Babylonian Section Vol. IX, No. 1.)

——以下略号 PBS IX. 1 no. 3 泥章'

ラガシニ関係のウル・ナンシニ王以前の資料としては

PBS IX. 1. no. 2 泥章。

ウル・ナンシニ王朝時代の泥章としては

E. Sollberger, Corpus des Inscriptions "Royales" Pré-

sargoniques de Lagas, 1956. ——略号 Sollberger, Corpus.

—— Ear. 65 泥章

RTC no. 18 泥章

Allote de la Fûye, Documents Préargoniques, 1908-1913,

——略号 DP 31. 32 泥章

前サルムン期の文書として出所は不明であるが

J. B. Nies and C. E. Kaiser, Historical, Religious and

Economic Texts and Antiquities, 1920, (Babylonian In-

scriptions in the Collection of James B. Nies, Vol II) ——

略号 Nies, BIC——no. 2 石章 (Limestone Tablet)

サルムン期即ちアッカド王朝時代の資料は上掲の

PBS nos. 7, 8, 9, 13, 25, 29, 47, 51, 52, 81 の十個の泥章

がある。

またシュルツパーク出土の土地売買証文から検討する。

シュルツパーク泥章に於ては田地或は菜園つき家の売主は

「価を喰う人」*is-sam-ku*と記され、買主は田地の場合は

「田地を買う人」*is-gan-sam*、家の場合は「家を買う人」

is-sam と記してゐる。

証文の形式は (一)物件の価格、(二)物件の性質とその面積、

(三)売買価格の上に加算される金額——割増金——、(四)買主

が売主に贈る種々の品目とその数量、(五)売主の名、(六)仲介

料の品目数量と仲介者名、(七)数名乃至十数名の証人 *is-ki-*

nim の名とその職業、(八)売買契約に特別に関係のあつた

人——田地の場合は「田地の書記」*dub-sar gan*と「男の

農夫」*engar nita*、菜園つき家の場合は「家を雑作する職

人」*um-mia lu e-sar*——への謝礼金品の数量、(九)買

主の名、(十)売買契約が成立した時の支配者の名、の順序で

作製されてゐる。RTC. 14 号泥章には

Obv. Col. I

1) ¹/₃ (ma-na) ku tuh-ha 三分の一ナ (=二〇シケル)

2) *sam-gan* 田地の価、
の純銀、

田地の価、

3) 1/9 (bur) 2 iku

4) 10 kù gín

5) níg-diri

6) 4 (gur) še-ni-ga

7) níg-ba

8) 12 síg ma-na

Col. II

1) túg

2) 1 gál bar-túg

3) 8 (silà) še-minda

4) 60 gúg

5) 10 kúr kam

6) 10 kúr ellankuš

7) 1 silà i-nun

8) Ur-^dEn-^{li}

9) Ur-^dGi-^{la}

Col. III

1) lú šám-ku

2) 12 (silà) še

3) 20 minda

ハイン (の面積)'

一〇シヤールの銀は

割増金'

四ツルの胡麻は

贈物'

一二ツナ (重量) の羊

手地'

一個の gal 毛皮'

ハシラのニン用の麦'

六〇〇 kukku (ナンク豆)'

一〇ツンの kam'

一〇ツンの魚の elabbur'

一ツンの蠟脂'

ウル・キソソ'

ウル・ギルラ'

価を喰う人 (＝売主)。

一ニツラの大麦'

二〇個のニン'

4) 20 gúg

5) 2 kúr kam

6) 2 kúr ellankuš

7) Nin-tur

8) Nin-lú

9) 1 Apin-zi

10) IGf·UH·BA

11) 1 Ur-^dNin-unu

Col. IV

1) sipa ganam-gíg-gíg

2) 1 Lugal-a-si

3) 1 ^dAratta-ki-gal-la

4) 1 Šu-a-in-na-ti

5) 1 Nigin-mud

6) 1 Igi-u-še

7) 1 Kum-ku-še

8) 1 Níg-dun-a

Col. V

1) 1 Lugal-ur-sir-še

2) dub-šar

一〇個の kukku 卍'

二ツルの kam'

二ツルの魚の elabbur'

ニン・トゥル'

ニン・ル'

一・アピソジ'

。

一・ウル・ニンウヌ'

黒雌羊の牧者'

一・ルーガルアン'

一・アラタタ・キガルラ'

一・シエアイムナチ'

一・ニギンム'

一・イキウシ'

一・クムクシ'

一・ニクジン'

一・ルガルウシルシ'

書記'

3) I U-a	1・ウア
4) Ia-ki-inim	証人。
5) 1 $\frac{1}{2}$ kù gin	1 $\frac{1}{2}$ シケルの銀
6) 4 (sila) še ninda	四シラのパン用の麦
7) 40 gúg	四〇〇 kukku 豆
8) 3 kúr kam	三ツルの魚
9) 3 kúr ellankuš	三ツルの魚の elabbur
Rev. Col. I	
1) Pi-en	ピエン
2) dub-sar gán	田地の書記。
3) 8 (sila) še	八シラの大麥
4) 20 ninda	二〇〇パン
5) 20 gúg	二〇〇 kukku 豆
6) 2 kúr kam	二ツルの魚
7) 2 kúr ellankuš	二ツルの魚の elabbur
8) engar nitá	男の農夫。
Coll. II	
1) II	イル
2) sipa	牧者
3) dGi-bil	ギビル神の

4) Ia-gán-sám	買主
5) bala	治世
6) Maš-daratta	マシ・アラッタ
7) gán-til-kas	狐の(棲んでいる)草原の畑。

本泥章の内容を説明すれば、表面第一コランの一、二行は「田地の売価」である。三行目は「田地の面積」。四、五行は田地に対する「割り増し額」である。それは家の売買証文である RTC. 13. Ob. Col. I 3-5²⁾ 20+〔x〕ma-na urru-du nig-diri e-du(-a)「二十幾マナの銅は建てられた家の割り増し」とあることによつて明かである。六・七行は買主が売主に贈る主要な贈物であり、八行目から第二コランの八行まではそのほか余分の贈物である。九・一〇行、第三コラン一行は以上の売価と贈物をうけた二人の土地所有者ウル・エンリルとウル・ギルラ即ち売主の名である。二一六行は恐らく七・八行のニンツルとニンルとの二人の売買仲介者への仲介料であらう。九行―第五コラン三行までは証人名、五―裏面第一コラン二行は「田地の書記」の契約書作製に対する金品の謝礼、三―八行は恐らく「田地の書記」の助手として下働きをした農夫への報酬と考えら

れる。RTC. 15 泥章には「サタム、男の農夫」*Sa-tam engar-miá* (Rev. Col. IV 67) と農夫の名が記録されている。第二コランの一一四行は買主の名とその職業、五・六行は売買契約の成立した時期としてシュルツパークの君主マシユ・アラッタの治世と書かれている。マシユ・アラッタがシュルツパークの君主であったことは PBS IX. I. No. 3 泥章の裏面最後のコランに *Nin-ur-mu, lu e-sám, bala, Maš-Aratta, Erim^{ki}, ensi-bi* 「ニンウルム、買主、エリムのマシユアラッタの治世、その(=エリム) エンシ」とあり、エリムは普通名詞としては貯蔵所、要塞 *isitu, isittu* の意味があるが、この *Erim^{ki}* はシュルツパークの別名か或はその一地区名と推定される^①。とにかくマシユ・アラッタがエンシであることは疑いない。本泥章最後の *gán-li-kas* は売地の名称か或はその土地の性質を表現した語と思う。II は *seru*^② 「ステツブ」 「草原」 *kas* は *šáhu* 「狐」の意である。明記されていないが贈物や謝礼は買主が行つたと解される。

RTC. 15 泥章は泥章の一部分が破損しているが 14号泥章と同形式の畑の売買契約証文である。この泥章に於ても

売主は二人、謝礼の贈物をうけた二人の売買仲介者、証人は十三人いる。「畑の書記」*šuššukulra* は銀 $\frac{1}{3}$ シケルとその他の贈物をうけている。「アシニバル畑の大貯水池の男の農夫サタム」が贈物をうけている。買主はウル・ギビルの子ウル・エンキでイニム・アラッタ・シダの治世である。

RTC. 13号泥章は家の売買証文である。家の売価は銅で支払われている。畑の売買証文に於て見られた「畑の書記」「男の農夫」の語が見えず、*Nam-mah um-mi-a lu e-sé-gar* (Rev. Col. II 46) 「ナムマク、職人、家を雑作した人」に「マナの銅その他の贈物が贈られている。証人の一人に *Zi-En-Ili nig-ensi-gal* (Obr. Col. IV 23) 「ジ・エンリル、大エンシ」とエンシの名が見えている(「ヘルムパークやアダブ *Adab* に於いてはしばしば *ensi-ga nig-ensi-ga* と記録されている)。また証人のうちに商人 *dam-gar*、書記 *dub-sar* の名も見えている。買主は「家を買つた人」*lu e-sám* と記されている。

PBS. IX. I. No. 3 泥章は2イクの面積の「菜園つき家」の売買契約証文であるが本証文の特徴は売価と割増金

とが銀で支払われているが、家を難作した職人へは銅があとえられている。また大麦、パンその他の物品が「街の大声告知人ルーガルカニヌシ」Lugal-ka-ni-nu-še₂ sil-nin-gir (Rev. Col. I 1-3) に与えられている。所有権の移動が行われた際にその事実を市民に知らず習慣は後の時代のエンエンタルジ（エンリタルジ）時代ラガシに於て行われていたことは DP. 31, 32 泥章の「園つき家」の売買証文によつて知られるのである。ラガシに於ては「市の大声告知者」*ningir uru* 或は単に *ningir* と記されている。尚この泥章にはマシ・アラッタがシュルパークのエンシであつた史実が明らかにされる。

以上にとり挙げた四個の資料によつて土地と家との区別なくその売買契約の形式は同様であることが知られたのである。次にとりあげる RTC. 12 号泥章は売買契約証文ではないが土地及び人を対象とした所有権移動に関する資料である。

Col. I 1 ¹/₂ Iku é-sar, 1 sag nitá, Sag-du-tug, A-ba-nu-da-le Dalla, Mú-sar II i-na-ba, 1 A-tu, nu-n-ur, 1 Nin-ra, egi, Dingir-ju-mah, nagar, 1 Nin-igi-ii, III egi, Pi-mi, 1 Nin-an-

na-tum, egi, Sá-tam, nagar, 1 Nin-nu-nu-na-tum, IV gemé, 4Aratta, 1 Si-dur, šà-zu, lu-Ki-imim, ki-na-Di-abzu-ta, Rev. I bala, Ur-dNin-pa.

「一イク五〇ンシャルの園つき家 Sagdu-tug (という名の) 男 (奴隸) 一頭に關しアバムダ (かく) 云つた。『ダラとムシャルとが彼に与えた。』 nu-n-ur 職のアツ、大工のディンギル・ルマクの妻ニンラ、ピニの妻ニンイギル、大工のサタムの妻ニアンナツム、アラッタ神の奴婢ニムヌナツム、産婆のシドゥル、証人。アブツの裁の庭に於て。ウル・ニンバの治世。』

本泥章表面一コラン六行の nu-sar を職業名と解することも出来る。さすれば「ムシャル職のダラ」となる。本泥章には価格が記録されてないので訴訟文書か単なる譲渡文書かのいずれかである。

以上五泥章の検討によつてジャムデト・ナツル期 Jam-deh-nazir Period (C. 2800-2700 B. C.) とウル第一王朝ラガシのウル・ナンシエ王朝期 (C. 2500-2360 B. C.) との中間期にあるシュルパーク都市国家においては、土地 gan 菜園つきの家 é-sar の土地財産の売買が個人間に行われていたことが知られた。

次にラガシニ都市国家に於ける状態を見よう。P.B.S. IX. I. No. 3 泥草はウル・ナンシニ王以前のラガシニ国王エンケガル Enkhegal の名が見られ、またその書体からしてウル・ナンシニ王以前の泥草であることは確かである。この泥草を手写したバートン G. A. Barton は「ラガシニ国王エンケガルの碑文」の題名で翻字翻訳を行つてゐる。^⑤バートンは本泥草に記録された土地の買主はエンケーガル王であると解釈しておられるが、筆者は本泥草はニンギルス神殿が国王エンケーガルその他の人々から土地を購買した記録であると解釈する。

本泥草の裏面には *gû-an-še*,^⑥ 690 (*bur*) *iku*, 3820 *urudu ma-na*, 21 $\frac{1}{2}$ (*gur*) *še si*, 20 *hal*, *gân šâm*, *Lugal-ki-gal-la*, *išib* ⁴*Nin-gir-su*, *gân-nig* 「総計一二四二〇イク、三八二〇マナの銅、二一・五グルの脱穀された大麦、二〇個の紡錘、買われた土地、ルーガルキガルラ、ニンギルス神の神官、土地財産」。この意味は総計一二四二〇イクを三八二〇マナの銅と二一・五グルの精白大麦と二〇個の紡錘とをもつて買った土地。土地買入の責任者はニンギルス神の神官ルーガルキガルラであり、買主はニンギルス神(殿)である。

gân-šâm は *gân-šâm-a*^⑦ 「買われた土地」の意であり、*gân nig-ti-gân nig-ga* 「土地財産」の意味であるが後の時代の神殿直轄領の名称 *gân nig-en-na* の語源とも解釈される。

泥草の表面には土地の面積、性質、その売価、売主の名が記録されてゐる。例えば Col. II⁵ 11 (*bur*) *iku ki* 300 *urudu ma-na* 11 $\frac{1}{2}$ (*gur*) *še-si* ⁸*gân ú šudúg* ⁹*En-je-gal Lugal Lagas-še* 「一九八イクの土地、三〇〇マナの銅、一・五グルの精白大麦、葦草の土地、ラガシニ王エンケーガルから」。^⑧また Col. IV¹¹ 14 (*bur*) *iku* 1² 72 *urudu ma-na* V¹ 2 (*gur*) *še si* ²*Bad-gis-gi* ³*šes* ⁴*Ib-kúrur* (*še*) 「一二五二イクを七二マナの銅、二グルの精白大麦でイブクルンの兄弟、ドギンギ(から)」の示す如く、売主である土地所有者は複数である。泥草に破損された箇所があつて数字に不明の点もあるがエンケーガル王が売つた土地は五箇所、その面積にして 74+ $\frac{1}{2}$ (*bur*) *iku* = 1332+ $\frac{1}{2}$ *iku* であり、これはニンギルス神殿の総購入地 690 (*bur*) *iku* = 12420 *iku* の約一割にあたる。因に地積を表示する記号はすでにこの時代には後期の形式が使用されている。故ダイメル教授の計算によるとラガシニ王朝末期のバウ(ニンギルス配遇神)神

殿領の面積は合計約 12,758 $\frac{5}{8}$ iku = 708 $\frac{2}{8}$ bur = C. 4,465 $\frac{1}{2}$ ไร่であつた。エンケーガル王時代にニンギルス神殿はウルカギナ時代のパウ神殿領とほぼ同面積の土地を購入したわけである。本泥章の記録によれば王領、神殿領、個人所有地がエンケーガル時代に存在していたことは疑う余地はない。次にウル・ナンシエ王朝 (C. 2500-2360 B. C.) 時代の土地所有に関する資料を見た。

Sollberger, Corpus, Ean. 65 は煉瓦に記録された土地売買の記録である。解読すれば次の如くである。

Col. I¹ É-an-na-túm ? dumu A-kuur-gal ? ensi¹ Lagas^{su} ? Amar-é-gal-ti⁶ garas¹ II¹ [sa]¹r¹ I + [x] (bur)-iku³ e-[š]¹é-[ša]¹m⁴ku [x] ma-na⁵ e-še-lal¹ ni-g¹ba-bi¹ ku¹.

「ラガシエのエンシのアクルガルの子エアンナツム^②は調達者のアマルキガルチから園 18 + x イクを買った。銀 x マナをそのために計量した。その贈物はなし。」

この煉瓦文書によつて園が個人間に売買されたことが判明する。次に園つきの家が売買されている実証記録を見よう。RTC. 18 号文書は泥章の左半分が破壊されて完全に読みとることが出来ないが全体の意味はつかめる。表面ニコラン

には人身売買が記録され、第四コランから裏面の四コランには園つきの家の売買が記録されている。買主は同一人であるが売主は泥章の破損で確定することは出来ないが証人が全く別人であるので別々の売買行為であり、この泥章は所謂メモであつたと考えられる。ここで取りあげるのは不動産売買の部分である。

Obv. Col. IV¹-2¹ Iku igi-4-gal é-sar³ Nin-ú-ma-še⁴ Anše-ni-ba-ku⁵ dumu Amar-ni-lan-ka-gân Rev. I¹ e-še-sâm² ni-g¹sâm-bi² 15 ku¹ gín¹ ni-g¹ba-bi¹ 10 še gur-2-ul¹ 1 bar-tug gid-da¹ 1 silà¹ i³ 1 ninda SAG-LAL-SAL² 1 kas dug 30 ninda 5 kam silà¹ II¹ Nin-ú-ma² Anše-ni-ba-ku³ e-na-ba⁴ 1 Nin-ma-al-ga-sud⁵ 10 ninda 1 kam silà¹ 1 silà¹ i³ 1 silà¹ i³ šalq¹ 7¹ é¹ 10 ninda 1 kam silà¹ 1 silà¹ i³ 1 Ur-Gilgameš III¹ 1 Lugal-an-na-túm……

「イクニ五シャルの園¹の家をニムマイカ¹、ブンシエ¹ニムク¹、アマルニラムカガンの子、買った。その価格は銀一五シケル、その贈物は、大麦一〇グル¹・ニ¹・ウル¹（の量）¹、一着の長衣¹、一シラの油¹、一ニンダ¹（= $\frac{1}{2}$ silà¹の容量）¹、一エムの酒¹、三十個のパン¹、五シラの kam¹（以上のものを）¹、ニムマイカにブンシエ¹ニバクは与えた。ニンマイアルガストに十個のパンと一シラの kam と一シラの豚油を、エヒに十個のパン、一ニシラの kam と一シラ

ラの油を、一、ウル・ギルガメシユ、一、ルーガルアンナム
……

以下十五名の証人名のみが列記され、その次の記事は泥章破損のため知りえない。アンシユニバクは RTC. 17 号泥章に記録されているラガシユ王朝末期のエンシ、エンヘンタルヂの人身売買契約文書に証人の一人として “Anṣe-ni-da-ku, dam-gar” 「アンシユニバク、商人」(Rev. II. 4.) とある人と同一人と考えてさしつかえない。両泥章の書体も全く同じである。ニンマルガスドとエエとは売買成立の仲介者である。

DP. 31 泥章は円錐形の泥章でラガシユのエンシに即位する以前ニンギルス神のサング sangu であつたエンヘンタルジがアマルカーキサツグの妻アシヤグから 2/3 イクの園じきの家を「その価格」niḡ-sam-bi 一五ゲル・サグ・ガル 15 gur-sag-gai^⑧ 「その贈物」niḡ-ba-bi の衣類、豚油、酒、パン、kam のそれぞれ量を与えて買取つた契約証文である。而して価格は銀でなく大麦で支払われている^⑨。本泥章ではこれまで他の契約証文で見られなかつた二三名の証人達 lu ki-inim-na-bi-me が「一人につきパン三個

づつと ka パンを一個づつとを受取つた su-da-ti」と記録された su^⑩ (Col. VI 4-8)。証人の一人に「サング (エンヘンタルジ) の子ルーガルアンダ」の名が見える。また仲介者三人は証人よりも多量の大麥やパンを受取つている。例えば仲介者の一人で前出の商人「アンシユニバクは大麥 1 gur-2-ur^⑪、パン二十個、ka パン三個を受取つた su-da-ti」Col. II 6-9。また売主「アマルカーキサツグの女バルナムタルラは十個のパンと一個の ka パン」を、「エンシ (= エンテメナ) のスカル職のエンアブツシはパン十個と二シラの kam」を贈られているなど売主の縁者や関係深い人々六人に贈物がされている。所有権移動を市民に告知する大声告知人 ninḡir のニンギルス・イムミタも大麦その他の品々を受取つている。本泥章の最後に「釘が城壁に掘りこまれ、油がその上に注がれた」seg-bi ingar-ra bi-ur i-bi zag-gi bi-ag と記されている。これは売買契約成立の象徴的行為と考えられる。

DP. 32 泥章は上の DP. 31 泥章と同じく園つき家の売買契約書であり、書体から見て同時代のものである。泥章の破損で売主、買主、面積等が不明であるが「その価は純

銀 1³ マナ」であることは知られる。また「市の大声告
知人 nimgir uru ウル・ニンギルス」と書かれており、証
人は各自に贈物を受取っている。

次に都市国家時代の末期か或はアッカド王朝期と考え
られる出土地不明の土地売買の記録を見よう。Nies, BIC.
No. 2 石章は石灰岩のタブレットに彫られたものでニース
博士所蔵のものである。この石章はシュメール語で書かれ
ているか、アッカド語で書かれているか問題であるがニ
ース博士はこの石章をアッカド語であると考え、アッカ
ド語で読んでおられる。この石章は棄損個所が多く、完
全に読みとることは困難である。しかし数名の個人がその
所有地を売った記録であることは確認される。裏面の大部
分が磨滅しているので買主が何人であつたかを知ることが
出来ない。次に石章の初めの部分をアッカド語とシュメ
ール語とで翻字して見よう。アッカド語の翻字はニース
博士による。() の中はシュメール語である。表面第一
コラン一行―ニコラン四行

1 ma-an kaspu (1 ma-na ku-babbar), [u] ³ kaspu ša-na
(u ² ku-babbar ŠA-na), GAN(.....(bur)-iku), [N] a-ni

(Na-ni), [mār U]r-i-?-zu-zu (dumu [U]r-i-?-zu-zu), šim GAN
(šam-gán), iznun (ku), ² (ma-na) kaspu ša-na (² (ma-na)
ku-babbar ŠA-na), 600 sar (¹ (bur)-iku), 人名不明 (Lu ?-
lu ?) mār Mak-mak (dumu Sub-sub), Kiš^{ur}(Kiš^{ur}), šim-
GAN (šam-gán) iznun (ku), (表面 Col. I 1- II 1-4)
「純銀 1²/₃ マナはキイク(の土地に等しい)。ウル・ヌズの子ナ
ニは土地の価を喰つた。純銀 ²/₃ マナはキイク(の土地に等しい)。
キシエのサブサブの子ルル()は土地の価を喰つた。」

売主をシュルツバークでは lu šam-ku と名詞形が使用
されているが、この石章では šam-gán ku と動詞形が使わ
れている。シュルツバークやラガジュでは純銀を「清い銀」
ku iub-ša と表現しているが本石章では「光る銀」 ku
babbar と表現している。また多数の売主に出身地の書か
れているのはここにあげたサブサブの場合と Ne (or Bi)-
aš-usan lu Zu-uru-um^{ki}(Col. II 7-8) 「ネアッシュウサン、ス
ルムの人」の二人のみである。またもしこの石章がキシエ
出土のものとなればわざわざサブサブのみをキシエの人と
書くのはおかしい。書体も RTC 等のシュルツバーク文書
のそれとは異り、稚拙な書体が使用されている。また価格

は泥章の破損で知り得ないが「割り増し金」か「贈物」かとして純銀 4 šekel とをよつて 56 šu の園 šar を エンエンシのイルツグの二人の子ズズとラベリルムとが売つてゐる (Col. III 5-11)。買主は前述したように不明であるが恐らく PBS IX. I. No. 2 泥章と同様に神殿であつたかも知れない。とにかく都市国家の初期の時代に個人の所有地が売買されたことには疑ひない。

都市国家時代Ⅱ初期王朝期 (2700-2360 B. C.) の初期頃から末期にかけてシュルツパーク、ラガシュ等の都市国家の社会に於て土地売買契約泥章等によつて知られることは、売買対象になつた土地財産には「園つきの宅地」éšar、野菜、果樹の園 šar、田地 gan の三種類があつた。三つのうち gan は記録に散見されるところでは平原、未開墾地等原野の性格をもつてゐるようである。

シュルツパーク泥章の個人間の土地売買では、土地の価格 šam-gan の外に「割り増し」niġ-diri、贈物 niġ-ba が買主 lu-gan-ku、lu-é-ku から売主 lu-sam-ku に与えられた。また仲介者や契約書作成等契約成立までの事務に尽力した

人々へも買主から所謂手数料が支払われていたことが知られた。契約書には数名以上の証人名が連署され、その中には社会的に重要な地位にある人々があつた。

都市国家末期のラガシュに於ける契約証書がシュルツパークのそれと著しく異なる点はラガシュに於ては「割り増し」の語が契約証書面から消失していることである。これは両国家の売買行為の習慣的相違か或は時代の相違を示すものであろう。エンアンナムの園売買の場合の如く、贈物が贈られてないものもあり、(Solberger, Corpus. Ena. 66)、エンエンタルズの「園つきの宅地」の売買契約証書に見られる如く、証人全部に贈物が与えられている場合もあつた (DP. 31)。また土地売買は個人間のみでなく、神殿が国王や諸個人から広大な土地を買つてゐる (PBS IX. I. No. 2)。注目すべきことは商人が証人 (RTC. 13)、仲介人 (DP. 31)、買主 (RTC. 18) となつてゐることは銀、銅を媒介として売買が行われていることと相俟つて商業経済が農業経済を中心としてゐる都市国家の土地制度の中にまで浸潤してゐたことを物語るものであろう。次章で述べるアッカド時代の土地売買記録によつてこのことは一層明かに観

取られるだろう。

- ① F. Hommel, *Ethnologie und Geographie des Alten Orients*, 1926, S. 1022. A. Deimel, *Akkadisch-Sumerisches Glossar*, 1937, S. 187 註書 Deimel, ASG.
- ② Deimel, ASG, S. 373, 3, Serv,
- ③ *ibid.*, S. 426.
- ④ Deimel, *Sumerisches Lexikon* (SL), No. 384, 27).
- ⑤ PBS IX, I, pp. 11-14.
- ⑥ 後述するノマカーン時代のヒップール市に於ける土地売買泥章 (PBS XI, I, No. 25) の裏面入行に *gán sám-ma* 「買はれた土地」と書かれていた。
- ⑦ AN. GÚ. ŠÈ と書かれていたが後期の泥章では GÚ. A N. ŠÈ と書かれるようになった。
- ⑧ 接尾詞 *šè* には種々の用法があるがラマニヤ王朝時代の売買契約泥書では *Za-ni-ni gemé d'Ingirsu-ka-šè Dim-tur dam sangu d'Ingirsu-ka-ke e-še-sám* 「—をリンギルス神の奴婢サヒリから、リンギルス神のサンタ (神官) の妻マムムツルは買した。」とある如く、この意味にともなう語である。ノートンは *šu* (*še*) を *for* (*Enkhegal*) と解したため買主はエンケケガルとされたのである。
- ⑨ Deimel, *Sumerische Tempelwirtschaft zur Uru-kginas und Seiner Vorgänger*, 1931, S. 79. *うばとらじつ Lambert はこの面積 12758 iku = 4465 ha は君主、王妃、王子の所有地の合計と解釈している。RLK. Bd. III, S. 34 Feld の項。*

⑩ エアンナツムはラガシの國王ウル・ナンシの孫でアクルガルの子であり、第三代の君主である。この売買が行われた時彼は未だエンシの位に上つていなかったと考えられる。當時の國王碑文には父も子もその身分を記すのが通例であった。「マガシのエンシ、エアンナツムはラガシのエンシ (ひびいた) マタルガルの子」(Sallberger, *Corpus. En. I 2 Brique A 1*)。エアンナツムはエアンナツムの弟で第四代の君主である。もし父が王或はエンシでなかった場合、例えばウル・ナンシの諸碑文に見られるように「ウル・ナンシ、ラガシ王、ダリンの子」と記録されている。

⑪ 養字では KASKAL-GA と綴られ、*gaeš*, *garās* と読まれる。*gaeš* = *karāšu* 「車」 「リーキ」(Deimel, ASG, S. 220)。*garās* = *purussū* 「決定」 「神託」(ibid., S. 359) の外に *karāšu* 「陣営」 「軍隊」(ibid., S. 220, 2, *karāšu*) の意がある。RTC, 21 泥章には 60 *gur-sag-gál* の穀物 *Illan*, 60 *mana* の *gar-ib*, 10 *mana* の *ノロマカス*、111 本の栗の木、一個の銅の *gad-a*, 一個のセラムの壺 (是等は) 「セラムの船に積んだ調達物 (c.) *nam-garās-ag má nin-ka-kam*、大セラムに載のニンシキヒンツが宮殿 *e-gal* へ運んだ。治世五年。」とある。また RTC, 20 泥章には 「七五ダル・サツク・ガル、七ツナの *gar-ib*、セロラム人メラムの調達物 *マダ* *nam-garās-ag nim Melám kam*、27 *mana* の *sem-gír* (myrtle), 10 *mana* の *クロマカス* の香料 *sem gi-ri-na* をニンシキヒンツ、ガラムに載が買した。リンギルス神がマンタヌル神殿に渡御する月

の奉納物 *masdaria* として一壺の食物、(是等を)フニシヒニシタ、ガラシヒが宮殿に運んだ。ウルカギナ、ヲガシヒの王。」治世不明。以上二個の泥章の記事から推定して、*garās* 職は平時に於ては宮殿の物資調達にあたり、戦時に於ては軍隊に供給する物資の調達を行う職と思われる。

⑫ *kūr* は *nakāru* 「背く」「殺す」「破る」「*nūkurru* 「変える」「敵対する」「すてる」の意がある。売買行為には贈物を与える習慣があるが、この習慣を破つて贈物をしなうという意味に用いられたものと思う。

⑬ タイメルの研究に従えばラカシエ王朝時代には穀物などの度量は三種類あり、*gur-sag-gāl* = 144 *silā*, *gur-2-ul* = 72 *silā gur-1-ul* or *gur* = 36 *silā*. 1 *silā* = 842 ml.

⑭ タイメル教授によればラガシエ王朝期頃には大麦一グル・サツガルは銀一シケルに相当した (Deimel, *Tempelwirtsch.-afz.*, S. 82)。大麦一五グル・サツガルは銀一五シケルにあたり¹⁰。

⑮ 註⑬を見よ。

二

アッカード王朝 (C. 2350-2150 B. C.) のニップール市に於て取引された土地売買に関する資料を考察する。しかし資料となる泥章の大部分が破損したり、断片であるためこ

の一部しか使用出来ないので遺憾である。

PBS No. 8.

Ob. I 12 *iku* 2 *gān* *Ab-za-an-na* 2 *an-gāl* 4 *nig-sām-bi* 5 7 *kū gīn* *lal* *igi-3* (*-gāl*) 6 *Amar* 4 *še-tir-aš* 7 *dam-gār* 8 *šu-ba-ti* 9 1 *kū gīn* *lal* *igi-3* 10 *x* *GĀN-GĀN-ša* 11 *É-lú* *dam-gār* 12 *lú nig-sām-ag R. I* 13 *Nin-maš-e* 2 *dam* *Lugal-nig-zu* 3 *Da-da-gu-la* 4 *dumu* *Nam-tar-ri* 5 *Sag-giš* (7) *dù-a* 6 *sukal* *dNin-te-la* 7 *Lugal-en-ki* 8 *sukal* *dDumu-zi-e* 9...*sage* *nagar* 10...*ga-ni* 11 *dumu* *Nin-maš-e* 12 *lú* *ki-inim-na-bi-me*.

「11イクはアブザアンナ畑の中にある¹⁰。その価格銀 $7\frac{1}{3}$ ($=6\frac{2}{3}$) シケルを商人アマル・シテイルアシエが受取つた。銀 $1\frac{1}{3}$ ($=\frac{5}{6}$) シケルは X. GĀN. GĀN-ša である。商人エルの価格をつけた人 (買主)。ルーガルニグズの妻ニンマンハハ。—— (三——一) 行の証人名を略す¹¹——その証人達である。」

この泥章はアブザアンナ畑の一部分である2イクを銀 $6\frac{2}{3}$ シケルでその所有者 (売主) である商人アマル・シテイルアシエから商人エルが買った受取証文であり、この取引は商人同志で行われたものである。表面十行の X. GĀN. GĀN-ša の最初の文字は筆者にはわからない。Thureau-

Dangin (REC), Labat (MEA), Deimel (ŠL), Barton (OD BW) の文字表を探しても見当らな⁵。しかしこの銀⁶シキケルを受取つたのは売主であるから nig-diri「割り増し金」の性格をもつものであろう。買主の語「値をつける人」が示す如くアッカド時代の売買に於ては買手が値つけ、売手との交渉の結果、両者の合意で値がきめられ売買契約が成立したものと想像される。他の売買証書には X・GAN・GAN-ša の表現は見られな⁵。

PBS. IX. I. No. 9 泥章は「園つきの家」が家と土地（園）とに分割されて売買されたらしく記録である。

Ob. 1¹ (iku) é-šar 3 uru-bar ka-gar tur-ra-ka 3 an-gál 4 nig-sám-gá[n] 5 10 (gur) še-ni-g[á] 6 E-ki-gal-l[á] 7 dammu Urdn-li 8 É-lú 9 Lugal-dUtu-ni 10 Pi-da 11 i-ne-sun 12 5 kù-gín 13 dEn-lil-la 14 dammu A-zu-zu 15 nig-sám-é R. 1 É-lú 2 Lugal-dUtu-ni 3 Pi-da 4 i-ne-lal

「Tura 大門の市の外側にある一イタの園つきの家。土地の価格一〇(グル)の胡麻をウル・エンチの子ニキガルはエル、ルーガルウツニ、ピダに、彼等に与えた。銀五シキケルをアズズの子エンリルラは家の価格(として)エル、ルーガルウツニ、ピダに、

彼等に計量した。」

土地(園)の価格 nig-sám gán と家の価格 nig-sám é とがそれぞれ別人から同一の三人の売主に支払われているので分割売買と解釈したのである。或は胡麻一〇グルが支払われたのは園つきの家であり、銀五シキケルは別個の家の価格であつたかも知れない。しかるときは二個の物件は三人の所有であつたことになる。

PBS. IX. I. No. 7 泥章は破損個所が大きいが土地財産の売買された部分の記録をひらいて見る。

Ob. II 5 1/3 (bur) iku 6 nig-sám-pi 7 1/3 kù ša-na lal 1/2 gín 8 En-lil-li 9 dam-gár-ra 1 Lugal-nig-zu 11 in-na-lal 12 1/3 (bur) iku 13 nig-sám-pi 14 1/3 kù ša-na[...] 15 dEn-lil-li 16 dam-gár-ra R. I 1 Pi-da 2 1 (iku) é-šar 3 nig-sám-[pi] 4 1/3 kù ša-na lal 1 1/3 gín 5 dEn-lil-li 6 dam-gár-ra 7...um-mi-kei 8 [in n]a-lal 9...kù gín 10 nig-sám-é-kam 11 dEn-lil-li dam-gár-ra 12 Ur-ag-e 13 in-na-lal 14 10 (gur) še-ni-ga 15 nig-sám-é-kam 16 E-ki-gal-la 17 É-lú 18 in-na-ág

「1/3 プル (=六イタ) の畑、その価格銀 1/3 mana — 1/2 šekel (= 19 1/2 šekel) を商人エンリルリにルーガルニグズ彼に計量した。六イタの畑その価格銀 20 + X シキケルを商人エンリルリに

ビドウが(計量した)。一イクの圍つきの家…その価格 $14\frac{1}{2}$ シ
 ヌケルを商人エンリルリに…が彼に計量した。銀 1 シケルは
 家の価格である。商人エンリルリにウルアグエが彼に計量した。
 一〇グルの胡麻は家の価格である。(それを)エキガララにエル
 が彼に行つた(与えた)。」

上述した如くこの泥章には破損個処が多く、その性質を
 知り得ないが商人エンリルリが数多の土地や家を売つて
 ることが知られる。

この外畑地が売買された記録は No. 47 泥章に $14\frac{1}{2}$ iku
 gin nig-sám gán-ga-kam 「 $14\frac{1}{2}$ シケルの銀は丘の畑の
 価である」(R. I. 14. 15)。ナラム・シンの治世時代にエンリ
 ル神殿がカマンイシユッス Ka-man-*i*-tu-su¹ に於て買
 つた畑 gán sám-a を数名の人々に「クル田」 gán kura-
 dabs-da として耕作させている泥章^①もある (No. 25)。

以上に列挙した諸資料によつても知られる如くアッカー
 ド王朝時代ニップール市に於ては不動産 (gán, é-sar) の売
 買は個人と商人、商人と商人との間に行われ、不動産は自
 由売買の対象となつてゐる観がある。アッカード国王マニ
 シユッスが王領を拡大するため Baz マラド Marad ド

ウル・シン Dur-Sin の諸都市の近辺に大土地を買取つた
 ことは彼の残したオベリスク碑文に詳細に記録されてい
 るところである。また上述の no. 25 泥章に見られる如く、
 エンリル神殿が $488+x$ iku の土地を買つてゐる実証記録
 は諸神殿に於ても同様な行爲が行われていたことを物語る
 ものであろう。

① PBS IX. I. No. 51 泥章 $14\frac{1}{2}$ (bur)-iku gán Ab-za-an
 (-na), 3 (iku) gán Ki-im-du, 2 (iku) é-sar…「6 iku のト
 ザン畑、3 iku のキームドゥ畑、2 iku の圍つき家…」とある
 のでマブザン畑は広い土地であつたと思われる。

② sukai は職名、一名はニンテラ神(殿)の、他はドゥムジ神
 (殿)の sukai 職。

③ nig-sám は「価格」「値」「*ag* = *epesu*「作る」「なす」「行
 う」「導へ」「追う」「*tu nig-sám-ag* は値をつける人である。

④ この泥章の内容は将来神殿領の経営を再考察する際に取り上
 げらる。

III

南部メソポタミアの都市国家時代の初期からアッカード
 王朝時代にかけて諸都市国家に於て行われた土地売買——
 所有権の移動——を契約証書、売買記録、受取証文等によ

つて考察した。土地は諸の資料の示すところによれば初期王朝期及びアッカド王朝期にはすでに神殿領、王領及び個人私有地として所有されていたと考えねばならない。個人私有地として宅地が都市国家時代（初期王朝期）に売買の対象となつていたことはラガシュのウルカギナ王の円錐形碑文（B・C）^①に明記されているので早くから諸学者によつて承認されていた。都市国家時代の社会経済の具体的考察に比較的多量の資料を提供するのはラガシュ王朝末期のパウ神殿泥章である。数十年にわたる故ダイメル教授のシュメール語及びラガシュ出土泥章、シュルツバーク出土泥章等の初期シュメール語文献の言語学的研究の成果、殊にダイメル教授の弟子シュナイダー女史の一九〇〇年頃のすぐれた神殿経済の研究はその重点がパウ神殿経済泥章に集中された。土地は神の所有に属するものだと、僧侶のイデオロギー（エンリル神は全地の王〔所有者lugal〕kur-kur-raに象徴される）の創作者である僧侶の支配する神殿の経済文書を基礎として神殿経済を考究すれば「神殿都市」Tempelstadt の概念が形成されるのは自然であらう。これに対してフランクフォートがシュナイダーの考え方に修正を加え

て神殿文書に記録されている「パウ神（殿）の人」の表現を取り上げて、ラガシュ市民はすべて「某々神殿の人」として神殿に分属されていたと推定し、都市（『国家』の経済的社会的単位 economic-religious unit は神殿共同体にあつたが政治的単位 political unit は都市（国家）であつたと考察していることは、ウルカギナ王の円錐形碑文に彼が人民を「ラガシュの子」と呼んでいることと合わせて首肯される。しかし都市国家時代の国家生活に神殿経済が強大な影響力をもつていたことは否定出来ないが神殿経済即国家経済とはいい得ないのではなからうか。神殿即国家という立場に立つから、神殿共同体員によつて三様の形態^②で経営されている Gemeinwesen の性格をもつ神殿所有地の外には、他の土地所有形態は存在しないという考え方が成立するのであらう。しかし本稿に取り挙げた実証記録の示すところでは、国王の所有地、個人の所有地が神殿所有地の外に存在していたことを疑うことは出来ない。

而して是等の不動産は売買といふ商行為によつて取得されたのであつた。

王領、神殿領及び個人私有地の発生成立の問題は複雑で

あり、種々の立場からの提説が可能であらう。王領、神殿領はそれぞれ王権や神殿の性格の問題と結びつので、ここでは触れない。売買による土地私有の発生はシュナイダー氏の説く如く商業経済の増大の影響による社会生活の変動が一般的な成立条件となるものであらう。而して其時期はシュナイダー、ダヴッド両氏の主張するウル第三王朝時代でなく、都市国家時代であつたと提唱したい。

都市国家時代の生産経済は農業、牧畜、漁業の外に他地域から輸入された資源をも利用する加工産業が専門技術者 *um-mi-a, giš-kin-ti* によつて盛んに行われていた。物資交換に従事する商人 *sab-gal* の一名称はすでにジャムナト・ナツル期の泥章に出現しており、「買う」「価格」を意味する *sām* の文字は尚古くウルク期に出現している。ウル・ナンシエ王は「Dimun の舟で山から木材を将来させ」諸神殿を造営したことを記録している。^⑥ 広域貿易が行われていたことはこの一例によつても明らかである。都市国家時

代に於ては交換媒介として大麦等の穀物の外に宝石や多量の銅、銀が使用されており、しかもかかる金属は南部メソポタミアの沖積平野には産出されない。個人が銀を所有していたことは小作料や羊飼の貢や離婚確認料が銀で支払われている。

れていたことを都市国家末期の実証記録が明示するところ商業主義が土地制度にまで浸潤して土地をも売買の対象たらしめる前提条件は都市国家時代にすでに出来上つていたということが出来るであらう。(一九五九・三)

- ① Col. XI, 32-XII II.
- ② Frankfort, *The Birth of Civilization in the Near East*, 1951, p. 60.
- ③ Col. XII, 13.
- ④ *gān nīe-en-na* 「直轄地」*gān kure-ra* 「湖の当地」*gān ūru-lal* 「小作地」
- ⑤ Thureau-Dangin, SAK, ss. 2, 4, 6.

Period of the Eary Dynasties Seen from Clay Tablets of
Business Contracts; the Landowning Form
in the Period of Akkad

by

Yomokurô Nakahara

It was Anna Schneider (in 1920) who insisted that private landowning system in ancient Mesopotamia dated from the third dynasty of Ur; and then, Mr. M. David amended Schneider's theory, by emphasizing that the then system was confined within *house* and *fence*, and private owning of cultivated land dated from the first dynasty of Babylon. This amendment was accepted by the late Prof. E. Ebeling. Mr. M. Lambert offered a new interpretation that temple's territories at the end of Lagash were land or Eigentum owned by king, queen, or prince, in opposition to Deimel-Schneider's theory that they were Gemeineigentum. Then, these scholars did not refer to any problem on landowning in the dynasties of Akkad.

This article, therefore, intends to prove the existence of private-landowning system without temple's or king's territories by means of commercial transaction, buying and selling, as early as the period of city-states, by researching and analysing records on clay tablets of sale contracts from the period of early dynasties or city-states to that of the Akkad kingdom.

Dissolution of Peasantry and the Landlord System from
the End of the Shogunate to the Beginning of *Meiji*

by

Satoru Nakamura

The period when capitalism was established in Japan is generally thought to be in the latter period of *Meiji* (1890-1910). Then, how was the formation of the Japanese capitalism proceeding at the end of the Shogunate or in the former period of *Meiji*? After the estab-